

岐阜県園芸福祉サポーター養成講座 Q&A

🌱 「園芸福祉」とは何ですか？

子どもや高齢者、障がい者などさまざまな人々が、植物の「種子～発芽～成長～結実～収穫」というプロセスに接し、仲間と楽しみや喜びを共有することにより、みんなで幸せになろうという取組みのことをいいます。

🌱 「園芸福祉サポーター」とは何ですか？

県内の医療・福祉施設等で、植物の栽培など園芸活動の指導や支援を行う県民ボランティアのことです。

🌱 講座では、どんなことが学べますか？

本講座は、岐阜県園芸福祉サポーターを養成するための講座です。講座では、園芸福祉の基礎を座学や、ワークショップ形式で学びます。また、実際に地域で活動されているサポーターの活動事例を学びます。

🌱 講座を受講すると、どうなるのですか？

講座を修了し、登録票を提出していただくと、県が「岐阜県園芸福祉サポーター」に認定します。サポーターの皆様にはご自身の状況に合わせて活動していただきます。

🌱 どんな活動が期待されているのですか？

県内の医療・福祉施設や地域住民を対象に園芸福祉活動を行うほか、学校における花育の講師としての活動が期待されます。

なお、サポーターのスキル向上や園芸福祉活動の情報を共有し合うための研修会等が毎年開催されています。

🌱 どんな人が受講できるのですか？

園芸福祉に興味のある県内在住の方、県内医療・福祉施設等の従事者が、園芸福祉サポーターとして県内で活動していただける方が対象となります。

岐阜県園芸福祉サポーター養成講座 受講申込票

申込方法

本申込票によりお申し込みください。受講決定後、下記連絡先へ案内通知を送付します。

■ A会場 / 令和5年9月20日(水)まで ■ B会場 / 令和6年1月18日(木)まで

氏名	フリガナ	
連絡先	住所 〒	
	TEL	E-mail
所属	(医療・福祉施設、学校職員の方が申し込まれる場合は、ご記入ください)	
受講会場	希望の会場いずれかに○を付けてください (日程は表面でご確認ください)	
	A会場 (可児市)	B会場 (各務原市)

申込先

(有)督(タカ)クリーエーション【FAX:058-277-3238】または【E-mail:taka_cre@cap.ocn.ne.jp】